

第9次交通安全基本計画の決定について

平成23年3月31日
中央交通安全対策会議
決 定

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第22条の規定に基づき、第9次交通安全基本計画を別紙のとおり決定する。

なお、今般発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、計画期間の終了前であっても、必要に応じてこの計画の内容を見直すこととする。